

Cash Flow and Stock in Private Education  
Institution

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 峯岸, 正教 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/821">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/821</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 大学新增設における設置財源に関する一考察

## Cash Flow and Stock in Private Education Institution

峯 岸 正 教

MINEGISHI, Masanori

### 1. はじめに

わが国の18歳人口、大学・短期大学への入学者、および進学率を昭和30年から5年ごとに示したものが表1である<sup>1</sup>。

表1によれば、わが国の18歳人口は、昭和30年に1,682,239人で、昭和35年以降190万人台に増加したものの、昭和50～60年代に150万人台となった。その後、平成2年に2,005,425人と200万人台に増加したが、平成7年に1,773,712人、平成12年に1,510,994人、そして、平成17年には1,365,804人と急激に減少してい

る。また、大学・短期大学への入学者は、昭和30年の169,840人から平成7年の801,317人まで、ほぼ一貫して増加してきたが、平成12年に741,146人、平成17年には703,191人と、こちらも急激に減少している。一方、大学・短期大学への進学率は、昭和30年の10.1%以降、ほぼ一貫して上昇しており、平成17年には51.5%と50%を超えている。

近年のこのような18歳人口、および大学・短期大学への入学者の急減と50%を超える進学率という状況に、各大学・短期大学はどのように対応しているのであろうか。一つは、

表1. 大学等への進学率の推移

(単位：人)

区分	18歳人口	大学・短期大学への入学者			進学率(過年度卒業者を含む)(%)		
		計	短期大学(本科)	大学(学部)	計	短期大学(本科)	大学(学部)
昭和30年(1955)	1,682,239	169,840	37,544	132,296	10.1	2.2	7.9
35(1960)	1,997,931	205,240	42,318	162,922	10.3	2.1	8.2
40(1965)	1,947,657	330,480	80,563	249,917	17.0	4.1	12.8
45(1970)	1,947,237	459,696	126,659	333,037	23.6	6.5	17.1
50(1975)	1,561,360	598,872	174,930	423,942	38.4	11.2	27.2
55(1980)	1,579,953	590,652	178,215	412,437	37.4	11.3	26.1
60(1985)	1,556,578	585,496	173,505	411,993	37.6	11.1	26.5
平成2(1990)	2,005,425	727,535	235,195	492,340	36.3	11.7	24.6
7(1995)	1,773,712	801,317	232,741	568,576	45.2	13.1	32.1
12(2000)	1,510,994	741,146	141,491	599,655	49.1	9.4	39.7
17(2005)	1,365,804	703,191	99,431	603,760	51.5	7.3	44.2

(出所) 文部科学省『データからみる日本の教育(2006)』資料編p.66から作成。

キーワード：学校法人、設置経費、財源

Key words：Private Education Institution, Cash Flow, Stock

大学・短期大学等の新增設であろう。例えば、平成20年度に新增設された大学・短期大学等は45校で、平成21年度開設に向けては28校もの大学・短期大学等が認可申請を行っている<sup>2</sup>。

こうした大学・短期大学等の新增設を計画している申請者にとって、どのような人材を養成するためにどのような学部・学科等を設置するのかといった設置の構想面とともに、その構想を実現するためにかかる経費、それを賄う財源といった設置の資金面も、劣らず重要な関心事となろう。周知のように、大学・短期大学等の新增設にはさまざまな経費がかかるが、その主なものをまとめると、表2のようになる。

表2によれば、大学・短期大学等の新增設にかかる経費は、大きく設置経費と経常経費の2つに分けられる<sup>3</sup>。設置経費とは、校地、校舎、設備といった固定資産とその取得のために要する経費である。例えば、校地等の取得及びその造成に要する経費には、土地の購入代金のほか、土地の購入契約の手数料、仲

介料、所有権の移転登記料等が、校舎等の建築に要する経費には、校舎の建築代金のほか、校舎等の設計及び監理料、構築物等の整備に係る経費等が含まれる。

経常経費とは、大学・短期大学等の開設年度の経常的支出に要する経費で、当該新設校の開設年度一年分の人件費、教育研究経費、管理経費等である<sup>4</sup>。大学・短期大学等の新增設を行おうとする申請者は、これらの設置経費、および経常経費を賄うための財源を、原則として全額自己資金で申請時に保有していなければならない。本稿では、大学・短期大学等の新增設にかかるこれらの設置経費、および経常経費を賄うための財源が、どのように算定されるのかをみていく。

## 2. 従来の財源算定方法

樋口（1995）は、財源の算定方法について、「大学設置・学校法人審議会学校法人分科会」としては、申請者の自己資金を算定するに際し、資金のストックとフローの両面からアプローチし、具体的な自己資金額を確定するこ

表2. 大学・短期大学等の新增設にかかる経費

設置経費	校地	校地等の取得及びその造成に要する経費	土地の購入契約の手数料、仲介料、所有権の移転登記料、土質調査（ボーリング調査等）料、その他造園等環境の整備に要する経費、文化財発掘調査費等
	校舎等	校舎等の建築に要する経費	校舎等の設計及び監理料、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信、その他の建築付帯設備工事費や校舎面積基準に算入されない体育館、講堂、寄宿舎、職員住宅その他附属施設の建築に要する経費、構築物等の整備に係る経費等
	設備	機械器具等及び図書学術雑誌の購入に要する経費	電子計算機等をレンタル契約で購入する場合、開設年度から完成年度までの間のレンタル料及び保守維持管理料等
経常経費		大学等の開設年度の経常的支出に要する経費	大学、短期大学等を新設する場合。

（出所）樋口修資『寄附行為認可審査基準からみた大学新增設の実務（平7改訂版）』（学校法人経理研究会、1995年）p.41-42から作成。

ととしている。すなわち、申請時の貸借対照表から算定する自己資金（いわゆるストックとしての自己資金）又は過年度の消費収支計算から算定する累積の自己資金（いわゆるフローとしての自己資金）のいずれか少ない金額を新增設に係る設置経費の財源としての自己資金の上限としている」(p.51.) と述べ、貸借対照表から算定するストックとしての財源額と消費収支計算書から算定するフローとしての財源額をそれぞれ算定し、いずれか少ない金額を上限として、新增設のための設置財源に充当できる金額（以下、「財源充当可能額」という）とするという<sup>5</sup>。まず、従来の財源算定方法をみていく。

#### (1) 貸借対照表から算定する財源額(ストック)

貸借対照表から算定するストックとしての財源額について、樋口(1995)は、「申請時の貸借対照表により、原則として資産からの充当可能額（現預金、積立金、引当資産、有価証券）から負債のうちの前受金及び預り金を差し引いた額が自己資金額である。ただし、累積消費収支差額が支出超過となっている場合には、上記自己資金から更に支出超過額を差し引いた額が自己資金額となる」(p.52.) と述べている。このことを表3のような貸借対照表を用いて説明している。

##### ①累積消費収入超過 ( $G \geq 0$ ) のケース

消費収支差額の部合計 (G) の金額が収入超過の場合、すなわち累積消費収入超過 ( $G \geq 0$ ) のケースでは、財源充当可能額は、(2.1式) のように計算される。

$$X = (A + B + C + D) - (E + F) \dots\dots\dots (2.1式)$$

現金預金 (A) に引当特定預金 (B) と有価証券 (C, D) を加えた金額から、前受金 (E) と預り金 (F) を差し引いた金額 (X) が財源充当可能額となる<sup>6</sup>。

##### ②累積消費支出超過 ( $G < 0$ ) のケース

消費収支差額の部合計 (G) の金額が支出超過の場合、すなわち累積消費支出超過 ( $G < 0$ ) のケースでは、財源充当可能額は、(2.2式) のように計算される。

$$Y = (A + B + C + D) - (E + F + G) \dots\dots\dots (2.2式)$$

現金預金 (A) に引当特定預金 (B) と有価証券 (C, D) を加えた金額から、前受金 (E) と預り金 (F) を差し引いた金額から、さらに累積消費支出超過額 (G) を差し引いた金額 (Y) が財源充当可能額となる。

まず、第一段階として、現金預金 (A) に引当特定預金 (B) と有価証券 (C, D) を加えた金額から、前受金 (E) と預り金 (F) を差し引いた金額 (X) を算定する。ここまでは、累積消費収入超過 ( $G \geq 0$ ) のケースも、累積消費支出超過 ( $G < 0$ ) のケースも同様であるが、次の第二段階が異なる。つまり、累積消費収入超過のケースでは (2.1式) が適用され、Xの金額を全額、設置財源に充当することができるが、累積消費支出超過のケースでは (2.2式) が適用され、Xの金額から累積消費支出超過額 (G) を差し引いた金額 (Y) しか設置財源として認められない。

表3. 貸借対照表上の資金ストックの見方

貸借対照表		(単位：千円)	
平成×年3月31日			
資産の部	金額	負債の部	金額
科 目		科 目	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
土地		学校債	
建物		退職給与引当金	
構築物		(何)	
教育研究用機器備品		流動負債	イ
その他の機器備品		短期借入金	
図書		学校債	
車両		手形債務	
建設仮勘定		未払金	E
(何)		前受金	F
その他の固定資産		預り金	
借地権		(何)	
電話加入権		負債の部合計	
施設利用権		基本金の部	
有価証券	C	科 目	
収益事業元入金		第1号基本金	
長期貸付金		第2号基本金	
(何) 引当特定預金	B	第3号基本金	
第3号基本金引当資産		第4号基本金	ロ
(何)		基本金の部合計	
流動資産		消費収支差額の部	
現金預金		科 目	
未収入金	A	(何) 年度消費支出準備金	
貯蔵品		翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)	
短期貸付金		消費収支差額の部合計	G
有価証券	D		
(何)			
資産の部合計		負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	

(出所) 樋口修資『寄附行為認可審査基準からみた大学新增設の実務(平7改訂版)』(学校法人経理研究会、1995年) p.59.から作成。

(2) 消費収支計算書から算定する財源額(フロー)

消費収支計算書から算定するフローとしての財源額について、樋口(1995)は、「過年度の消費収支決算上の消費収支差額において収入超過となっている年度の当該収入超過額の累計額がフローとしての自己資金の限度額とされる。なお、消費収入の超過額の累計であることから、仮に、ある過年度において消費支出超過があったとしても、これを差し引くには及ばない。」(p.52.)と述べている。このことを表4のような消費収支計算書を用いて説明している。

①消費収入超過 (C > 0) のケース

当該年度の消費収支計算書上、収支の差額(C)が収入超過の場合、すなわち消費収入超過 (C > 0) のケースにおいては、当該年度については消費収入超過額を上限として設置財源に充当できる。

②消費支出超過 (C ≤ 0) のケース

当該年度の消費収支計算書上、収支の差額(C)が支出超過の場合、すなわち消費支出超過 (C ≤ 0) のケースにおいては、当該年度については、消費収支計算書から算定するフローとしての設置財源に充当できる資金はない。

例えば、過去10年分の消費収支計算書において、収支の差額(C)が消費収入超過の年度が8年間あるならば、8年分の収支の差額(C)を加えた累積額が、消費収支計算書から算定されるフローとしての財源額の上限となる。その際、残り2年分の消費支出超過額を差し引く必要はない。

③財源の内訳等明細書

さらに、樋口(1995)は「消費収支計算上、財源化できる額の範囲内で、更に財源内訳を精査し、最終的に、当該年度における財源充当可能額が算定される」(p.63.)と述べ、①

表4. 消費収支計算書上の資金フローの見方

消費支出の部		消費収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費		学生生徒等納付金	
教育研究経費		手数料	
管理経費		寄附金	
借入金等利息		補助金	
資産処分差額		資産運用収入	
徴収不能額		資産売却差額	
[予備費]		事業収入	
消費支出の部合計	B	雑収入	
		帰属収入合計	
		基本金組入額	△D
収支の差額	C	消費収入の部合計	A

(出所) 樋口修資『寄附行為認可審査基準からみた大学新增設の実務(平7改訂版)』(学校法人経理研究会、1995年) p.61.から作成。

の消費収入超過（ $C > 0$ ）のケースで当該年度の消費収入超過額の全額を設置財源に充当できるのではなく、一定の条件を満たした金額のみ、設置財源に充当できるとしている。その条件は、表5のとおりである。

表5によれば、例えば、学生生徒等納付金収入を設置財源に充てる場合には、各年度の学生生徒等納付金総額の15%以内の金額に限られる、寄附金収入については、現物寄附や新增設以外の特定事業に対する寄附金は除かれる、補助金収入については、新增設にかかる補助金のみ認められる等の条件が付されている。当該年度の消費収入超過額を上限として財源算入が認められるが、実際にはこのような条件を満たした金額に限られるので、財源充当可能額はさらに少なくなる。

### 3. 現行の財源算定方法

従来の財源算定方法は、申請時の貸借対照表から算定されるストックとしての財源額と過年度の消費収支計算書から算定されるフローの累積額としての財源額とを比較し、いずれか少ない金額を財源充当可能額の上限とするものである。現行の財源算定方法について述べる前に、従来の財源算定方法の問題点を指摘したい。

#### (1) 従来の財源算定方法の問題点

表6は、平成13年度から平成17年度まで5年間の大学法人の消費収支差額の部合計と収支の差額の金額の推移を示したものである。

表6によれば、貸借対照表の消費収支差額の部合計は、平成13年度には累積消費収入超過であったが、平成14年度から累積消費支出

表5. 財源の内訳等明細書

区 分	金 額
学生生徒等納付金収入	当該年度の学生生徒等納付金額の15%以内の部分で財源化できる。
寄附金収入	現物寄附は除かれる。新增設以外の特定事業に対する寄附金は除かれる。
補助金収入	新增設に係る補助金のみ財源化できる。
資産運用収入	
資産売却収入	土地の売却収入を財源化する場合には、取得価額を差し引いた売却差益額の範囲で財源化できる。
事業収入	
その他の収入	
合 計	

(出所) 樋口修資『寄附行為認可審査基準からみた大学新增設の実務（平7改訂版）』（学校法人経理研究会、1995年）p.63から作成。

表6. 平成13年度から平成17年度までの消費収支差額の部合計と収支の差額（単位：百万円）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
消費収支差額の部合計	102,872	△ 27,568	△164,683	△382,912	△450,678
収支の差額	△116,514	△142,997	△156,668	△201,229	△214,912

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団『平成18年度版今日の私学財政—大学・短期大学編—』（平成18年12月）「5ヵ年連続貸借対照表（医歯系法人を除く）—大学法人—」 p.91.、「5ヵ年連続消費収支計算書（医歯系法人を除く）—大学法人—」 p.115から作成。

超過に転じている。つまり、これを財源算定にあてはめてみると、平成13年度には(2.1)式が適用されるので問題ないが、平成14年度以降は(2.2式)が適用されることになり、累積消費支出超過額を財源充当可能額から控除しなければならない。つまり、貸借対照表から算定されるストックとしての財源充当可能額は、累積消費支出超過額のみでなく算定されてしまうということである。これが問題点の第一である。

消費収支計算書の収支の差額については、平成13年度以降、消費支出超過の状態が続いている。このような状況では、消費収支計算書から算定されるフローとしての財源として認められる金額はない。ストックとフローのいずれか少ない金額を財源充当可能額とするという従来の財源算定方法で、消費支出超過が続くこのような現状では、フローとして認められる設置財源を捻出することはできない。これが問題点の第二である。

## (2) 現行の財源の算定方法

平成20年度開設予定の大学・短期大学等の新增設を行った申請者が、寄附行為(変更)認可申請の際に用いた「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続きに関する手引き」(以下、「手引き」という)に基づいて、現行の財源算定方法をみている<sup>7</sup>。表3の貸借対照表の記号を用いれば、現行の財源算定方法は、(3.1)式のように示される。

$$Z = (A + B + C + D) - (イ + ロ)$$

..... (3.1式)

現金預金(A)に引当特定預金(B)と有価証券(C、D)を加えた金額から流動負債(イ)

と第4号基本金(ロ)を差し引いた金額(Z)が財源充当可能額とされる<sup>8</sup>。従来の財源算定方法との相違は、控除項目(イ+ロ)である。すなわち、従来は、前受金(E)と預り金(F)が差し引かれていたが、現行の財源算定においては、流動負債(イ)と第4号基本金(ロ)が差し引かれる。

現行の財源算定方法と従来の財源算定方法を比べた場合、注目すべき点は2つである。一つは、貸借対照表における消費収支差額の部合計(G)の扱いである。従来の財源算定においては、累積消費収入超過( $G \geq 0$ )のケースでは(2.1式)が適用され、消費収支差額の部合計の金額は財源の算定に含められなかったが、累積消費支出超過( $G < 0$ )のケースにおいては(2.2式)が適用され、累積消費支出超過の金額を財源充当可能額から差し引かねばならなかった。一方、現行の財源算定においては、消費収支差額の部合計が、累積消費収入超過であるか累積消費支出超過であるかにかかわらず、流動負債と第4号基本金のみを財源充当可能額から差し引けばよい。現行の財源算定においては、累積消費支出超過額を考慮に入れる必要はない。

二つ目は、消費収支計算書から算定されるフローとしての財源額という考え方である。従来の財源算定方法においては、過年度の消費収支計算書から算定されるフローとしての財源額を算定する必要があったが、現行の財源算定方法においては、申請時の貸借対照表に(3.1)式を適用し、貸借対照表から算定されるストックとしての財源額のみを算定すればよく、消費収支計算書から算定されるフローとしての財源額を算定する必要はない。



#### 4. むすび

本稿では、従来の財源算定方法と現行の財源算定方法とを比較し、検討を加えてきた。大学法人全体の財政状況が、平成14年度以降、貸借対照表においては累積消費支出超過、消費収支計算書においては消費支出超過となっており、従来の財源算定方法のままでは、大学・短期大学等の新增設を行う際に必要とされる設置経費の財源を賄うことが困難なため、現行のように財源算定方法の見直しがなされたものと推測される。現行の財源算定方法では、申請時の貸借対照表からのストックを財源充当可能額とすれば済み、従来のように申請時の貸借対照表からのストックと過年度の消費収支計算書からのフローを比較して、いずれか少ない金額を財源充当可能額とする必要はない。しかも、申請時の貸借対照表における累積消費支出超過額を財源充当可能額から差し引く必要はない。財源に充当できる金額が大幅に増えたのである。2007年11月28日付の埼玉新聞によれば、「規制緩和の一環で、大学の 신설は2004年度から大幅に容易になり多くの参入があった」という。財源の算定方法が現行のように見直されたことも、その一つであろう。

むすびに、18歳人口、大学・短期大学への入学者の減少が進むなか、大学法人全体として財政状況が好転するとは考えにくい。果たして現行の財源算定方法のままで大学・短期大学等の新增設の設置財源を賄えるのか、それとも、今後さらに財源算定方法に見直しがなされるのか注目したい。

#### 注

- 1 ここで、「18歳人口＝3年前の中学校卒業生数＋中等教育学校前期課程修了者数」である。
- 2 平成20年度に開設された大学・短期大学45校の内訳は、「大学を設置するもの10校、短期大学を設置するもの1校、大学院大学を設置するもの2校、学校法人の設立1校、学部を設置するもの12校、短期大学の学科を設置するもの4校、学部の学科を設置するもの13校、大学の通信教育を開設するもの1校、短期大学の通信教育を開設するもの1校」である。また、平成21年度開設に向けて認可申請を行った大学・短期大学28校の内訳は「学部を設置するもの19校、短期大学の学科を設置するもの3校、学部の学科を設置するもの4校、大学の通信教育を開設するもの1校、短期大学の通信教育を開設するもの1校」である。
- 3 これらの設置経費、および経常経費の金額は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成15年文部科学省告示第41号）」において、別に定める標準設置経費（第1の1の（9））、標準経常経費（第1の2の（1））を下回らないこととされている。標準設置経費、および標準経常経費の金額は、物価変動等を考慮して毎年改定されているが、大学等の設置のためのいわゆる標準的な経費ではなく、最低限の経費として考えられるべきものであるという。
- 4 具体的には、経常経費の金額は認可申請時に提出する消費収支計算書上の開設年度の消費支出の部合計の金額（当該新設校分）である。
- 5 樋口（1995）は、平成7年度以降の私立大学等の新增設に係る寄附行為（変更）認可申請のための手引書として刊行されたものである。本稿では、樋口（1995）で説明されている財源の算定方法を、従来の財源算定方法と呼んでいる。
- 6 有価証券については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成15年文部科学省告示第41号）」第1の1の（10）のオ「設置経費の財源の保有形態については、現金預金のほか、国債等の有価証券で額面金額が保証されているものとする。なお、有価証券で保有する財源については、設置経費の支払時期が到

## 大学新增設における設置財源に関する一考察

来するまでに現金化できるものに限る、額面金額を上限として認めることとする。」により、設置経費の支払時期が到来するまでに現金化できるものに限る、その額面金額を上限として設置経費の財源とすることができる。

7 文部科学省高等教育局私学部私学行政課では、大学・短期大学等の新增設等を予定している申請者の準備の便宜のため、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続きに関する手引き」を用意している。この「手引き」では、「私立学校法(昭和24年法律第270号)」、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)」といった関係法令の他、財源の見方、標準設置経費、および標準経常経費の算出方法、および各様式の作成にあたって、特に注意を要する事項等が説明されている。

8 ここで、第4号基本金とは、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額であり、「恒常的に保持すべき資金の額について」(昭和62年8月31日文部大臣裁定)の1「学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の消費支出の人件費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。))及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。))とする」と計算される金額である。すなわち、学校法人の支出の1か月分にあたる金額を常に保持すべきであるということである。なお、学校法人会計における基本金については、議論が多いところである。詳しくは、新日本監査法人編(2005)、宮本(2002)、山口(1988)等を参照されたい。

設の実務(平7改訂版)』(学校法人経理研究会、1995年)。

宮本匡章「学校法人会計へのアプローチ」『企業会計』Vol.54, NO.3, 2002.

山口善久『精解基本金』(学校法人経理研究会、1988年)。

## 参考文献

学校法人経理研究会編『学校法人会計要覧—平成19年版—』(霞出版社、2007年)。

新日本監査法人編『学校法人会計入門(第2版)』(税務経理協会、2005年)。

樋口修資『寄附行為認可審査基準からみた大学新增